

宿泊費加算について

奨励金自体は、当日参加の有無に関わらず「大会に出場登録する児童及び生徒が交付対象」であるが、宿泊費は実績に応じて加算するものとする。なお、対象となる利用施設は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（青年の家等体験施設を除く）とする。

宿泊費加算基準は次のとおり。

- ① 県内開催の県大会（以下「県大会」という。）出場において、基点距離が片道100km未満の場合で、競技及び参加が義務づけられた開会式の開始時間、受付等（出場登録選手本人が行う場合に限り）を完了させる時間が8時迄の場合は前泊に係る経費を交付対象経費とする。

県大会出場において、基点距離が片道100km以上の場合で、競技及び参加が義務づけられた開会式の開始時間、受付等（出場登録選手本人が行う場合に限り）を完了させる時間が9時迄の場合は前泊に係る経費を交付対象経費とする。

- ② 県大会終了後の学校到着時刻が22時以降となることが明確な場合において、児童生徒の体調管理面を考慮し、やむを得ず現地に宿泊をする際の宿泊費については、交付対象経費とする。
- ③ 県大会出場において、連続する2日以上に渡り競技及び参加が義務づけられた開会式、受付等（出場登録選手本人が行う場合に限り）に参加する場合は期間中の宿泊に係る経費を交付対象経費とする。